

1,2年保護者様

津山市教育委員会
津山市立鶴山中学校
校長 児島 みどり

アレルギー疾患生徒への対応について(希望調査)

津山市教育委員会は、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(以下「管理指導表」という。)を導入しております。医師の診断により記入された「管理指導表」を基に、学校ではアレルギー疾患のあるお子様が、安心・安全な学校生活を送るための具体的な対応についてご相談させていただきます。

アレルギー疾患のあるお子さまのうち、学校での配慮や対応(給食の除去対応など)を希望される保護者の方は、1月24日(金)までに学校にお申し出ください。関係書類をお渡しいたします。

なお、お申し出にあたりましては、下記事項を参考にさせていただきますようお願いいたします。

記

1 管理指導表で対象とするアレルギー疾患について(5疾患)

- ① アナフィラキシー／食物アレルギー ② 気管支ぜん息 ③ アトピー性皮膚炎
④ アレルギー性結膜炎 ⑤ アレルギー性鼻炎

2 医療機関に支払う管理指導表の文書料について(保護者負担)

- ① 医師の診断が必要となり、受診費用の他に文書料が発生します。一部保険適用により無料となりますが、保険適用にならない場合、500円をご負担いただくこととなります。
(ただし、津山市内の医療機関の場合のみ。他市の医療機関の場合、文書料が異なりますのでご注意ください。)

3 管理指導表等の提出等について

- ① 現在アレルギー対応が不要な方も新たに発症した場合等は、随時学校に連絡いただき、配慮や管理が必要とされる場合は「管理指導表」の提出をお願いいたします。
② 既に「管理指導表」等を提出されている方は、症状等に変化がない場合であっても、継続して配慮が必要な間は毎年更新、提出が必要です。

*学校給食への対応については裏面を参照してください。

キリトリセン

<令和7年度 アレルギー対応のための調査(希望される方のみ提出)> 提出締め切り: 1月24日(金)

津山市立鶴山中学校()年()組 生徒氏名()

対応を希望される方は該当項目に○印を付けてください。

○ 印	対 応 希 望 内 容	後 日 配 付 書 類
	給食の除去食対応(新規・継続)を希望する。	「除去食等申請書」「意見書」「管理指導表」
	給食の対応は必要ないが配慮が必要(自分で除去を含む)	「管理指導表」
	給食の牛乳が飲めない(乳糖不耐症等のため)	「除去食等申請書」「意見書」
	給食の除去食対応を中止する	「除去食等変更・中止申請書」「意見書」
	食物以外のアレルギー疾患への対応が必要	「管理指導表」

保護者様

津山市教育委員会
津山市立鶴山中学校
校長 児島 みどり

学校給食における食物アレルギー等の対応について

津山市では、食物アレルギー等のある児童生徒が、安全で楽しい給食時間を送ることができるように、学校給食で食物アレルギー等の状況に応じた適切な対応をするため、下記のとおり実施しております。

つきましては、学校給食で食物アレルギー等の対応希望がある場合は、下記書類をお渡しいたしますので、学校にお申し出ください。年度ごとの申請が必要です

記

1 学校給食食物アレルギー対応について

「安全性確保」のために、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」つまり完全除去か解除かのどちらかの対応とします。

(1) 除去対応する原因食物

卵類、牛乳・乳製品、小麦、大豆、えび、ピーナッツ・ごま・ナッツ類

(2) 加工の程度により除去か否かの区別はしません。

【例】食物アレルギーでの牛乳中止の場合は、パン・飲用牛乳は中止、牛乳・乳製品を含む副食は除去または中止となります。飲用牛乳のみの中止は行いません。

【例】鶏卵・卵類のアレルギーの場合は、加熱、非加熱に関係なく除去または中止となります。多段階の対応は行いません。

(3) (a)～(d)に該当する極微量でも症状の出る重篤な場合は、安全性確保のため給食全部を中止とし、弁当持参となります。

(a)調味料(しょうゆ・酢・みそ・大豆油・ごま油・中華スープの素など)、だし、乳化剤・添加物等の除去が必要

(b)加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示についても除去指示がある

【例】「本品製造工場では〇〇(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

【例】「本製品で使用しているしらすは、えび、かにかが混ざる漁法で採取しています。」

【例】「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにかを食べています。」

(c)食器や調理器具の共用ができない

(d)油の共用ができない

2 給食費の取扱

(1) 除去食及び自分で除去した場合は返金しない

(2) 主食、牛乳、副食(デザート含む)全てを停止した場合は相当額を返金する

(3) 副食の一部を停止した場合は返金しない

(4) 給食のすべてを停止する場合は徴収しない

3 提出書類

(1) 学校給食食物アレルギー除去食等申請書(以下「申請書」という)

(2) 学校給食食物アレルギー除去食等意見書(以下「意見書」という)

(3) 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(以下「管理指導表」という)

※津山市内医療機関受診の場合は、意見書と管理指導表併用で保護者負担は一部保険適応となりますが、保険適応にならない場合は、500円の負担が必要になります。管理指導表には保護者氏名、同意欄署名、緊急連絡先を必ず記入下さい。乳糖不耐症のみの場合は、管理指導表は不要です。また、食物アレルギー以外の疾患(乳糖不耐症除く)の場合、一旦意見書の提出があれば、以後は保護者からの申請書のみで毎年更新可能です。

4 注意事項

(1) 学校給食にソバは出ませんが、麺の製造過程で混入の可能性があるため、麺の停止が必要な場合は、申請を行ってください。

(2) 申請後、年度途中でアレルギー等の対応内容に変更が生じる場合は、改めて変更・中止申請書と医師の意見書等の提出が必要になります。学校から必要書類をお渡ししますので受診前に学校へご連絡ください。

(3) 申請の都度文書料が必要になる場合がありますが、安全かつ確実な対応を行うためにご理解ください。